

危険物安全週間

6月6日から6月12日まで

■危険物とは

危険物の性状により消防法で定められています。私たちの身近なものでは、ガソリン・混合油・灯油・軽油・油性塗料などがあります。これらは火災の危険性が大きく、消火の困難性が高いものです。

■実施期間

令和3年6月6日から6月12日まで

■注意すべきところ

ご家庭で使用されている危険物（ガソリン・混合油・灯油・軽油・油性塗料など）は安全でしょうか？取扱いの状況や保存状況などを確認し、危険物による事故がないようにお願いします。

令和3年度危険物安全週間推進標語

『事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム』

